

露店等の開設届出書

1 内 容

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合に使用します。

【根拠条文 条例第45条第6号、施行規則第8条第6号】

2 手続き

- (1) 消防署（新城市消防防災センター1階）にあらかじめ提出します。
- (2) 届出部数は2部とし、1部は内容を確認後、「イベント安全管理チェックシート」を添付し返却されます。

3 提出時期

あらかじめ届け出てください。

4 添付資料等

- (1) 露店等の開設場所と消火器の設置場所の略図を添付してください。
- (2) 催しの主催者等が取りまとめて届出を行う場合は、対象火気器具等を使用する露店等を開設する者の住所、氏名、電話番号及び販売品名の一覧を添付してください。

5 記入時の留意事項

「開設店数」欄は、火気使用の有無にかかわらず出店数を記入してください。

6 その他

- (1) 「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しのことで、具体的には、祭礼、縁日、花火大会、展示会等の一定の社会的広がりを持つものをいいます。
- (2) 「対象火気器具等」とは、火を使用する器具や、使用に際し火災の発生のおそれのある器具のことで、具体的には、たこ焼きや焼き鳥などの調理器具、ガスコンロ、電気コンロ、石油ストーブ、発電機などがあります。
- (3) 届出を行うのは「露店等を開設しようとする者」です。ただし、一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に届出を行うのではなく、催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届出を行ってください。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）